

医薬品医療機器等法第25条第3号の規定	動物用医薬品等取締規則第99条の2の規定
①薬局開設者	①国、都道府県、市町村長
②医薬品(動物用医薬品を含む)製造業者	②研究機関の長または教育機関の長であって研究又または教育を行うにあたり、必要な動物用医薬品を使用する者
③医薬品製造販売業者	③医薬部外品、医療機器または再生医療等製品の製造業者であって製造を行うにあたり、必要な動物用医薬品を使用する者
④医薬品販売業者	
⑤病院、診療所の開設者	
⑥飼育動物診療施設(動物病院)の開設者	